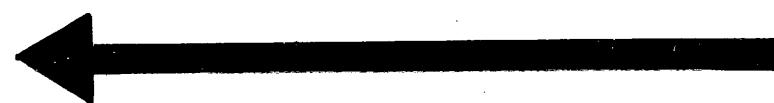


B

I

238-14



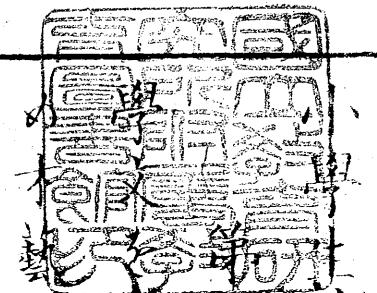
明治十二年七月改刻

學校小學生徒心得讀本

東京府

小學生徒心得

一條



爲すハ他未一智を開き身を脩
道を立つるよりありされば生徒たるも
のハ第一身の行き正くし常に學業を
勉勵し將來の幸福を受る様心懸
こと肝要あり

第二條

常々舉止言語を慎み一意教師の指揮に従ひて教を受くべし苟且も粗暴の振舞をなす他生の嘲笑をうけざる様心かくべし



第三條

教師ハ我に學術を授くる恩人なり常々敬禮の意を失ふべからず

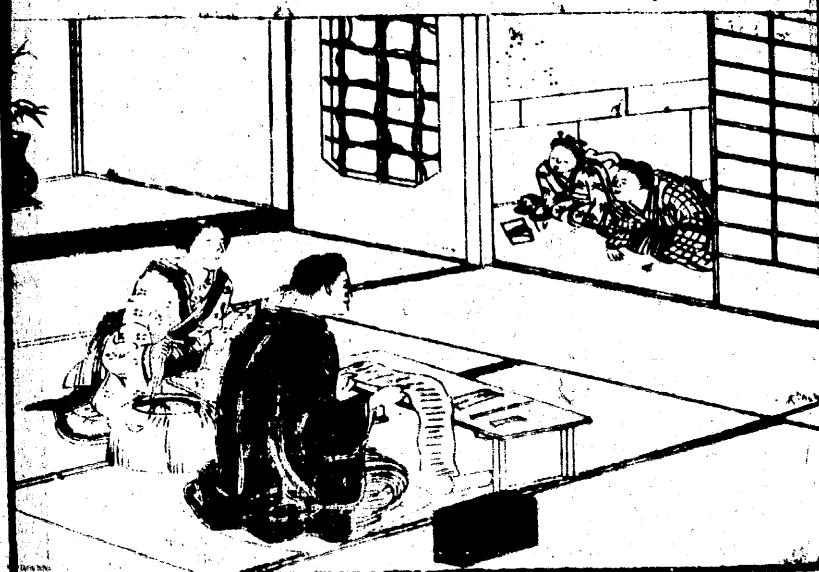
第四條

朝のかならず早く起き先衣服を着替へ顔と手を洗ひ口を嗽き髪を櫛り而して後尊長に一禮をすして其安否を伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲し教場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さる糞よ致すべし

第六條



學校は登るべき刻限ハ課業の始る刻限の十分前たるべし

第七條

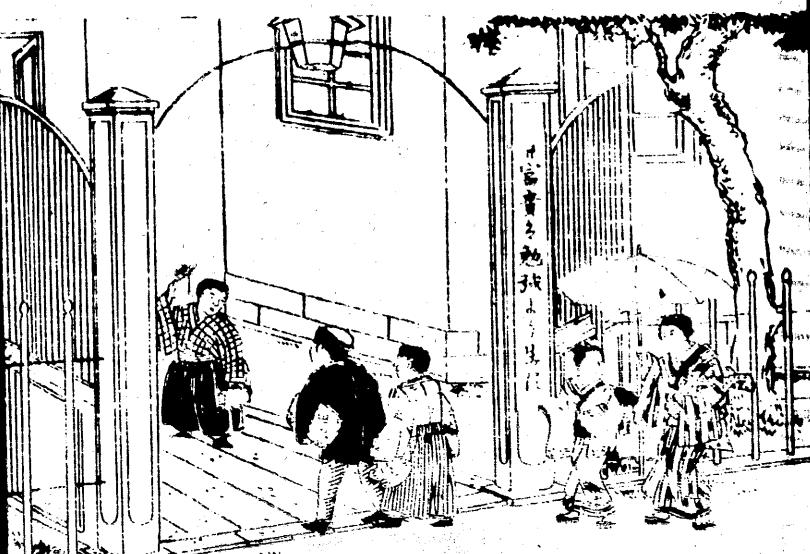
學校至れは先扣所入り行闈を我坐席は置き教師の差圖を待ちて教場に入るべき決して高聲遊戯など爲すべからず

第八條

教場に入りて席に就くときは教師より敬禮を行ふべし

第九條

若事故ありて出校の刻限より後れたるときは其由を教師より告げて差圖を受



くべー

第十條

教を受るとときは勿論總て我意我慢を出すべからず教場にて己の意を述べ欲せば右の手を揚げて其意を知らしめ教師の許可を受けて後れだやか

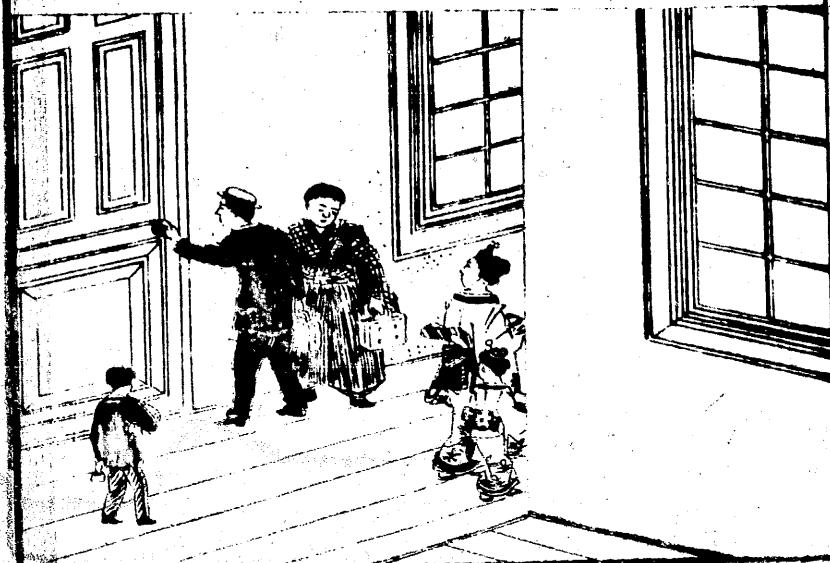
よ言すべし

第十一條

教師より告げずして
みたりよ教場の出
入をなすべからず

第十二條

障子襖の開閉ハ靜
にまゝ書物器械ハ
叮嚀よ取扱ひ破損
せざる様又行廻ハ



静に食ト人ト湯茶を争ひ或ハ衣服な
ど濡さぬ様注意すべし

第十三條

教場ノ於書籍石盤等を出ト納れする
ときハ響の聞えざる様に注意ト又壁
屏其他の物へ濫書ト又ハ外見雜談を
なすべからず

第十四條

學校より往返する途
中より遊び戯るべ
からず若車馬等より
行逢ふときは其通
り過るを待ち決して
其前を馳過すべ

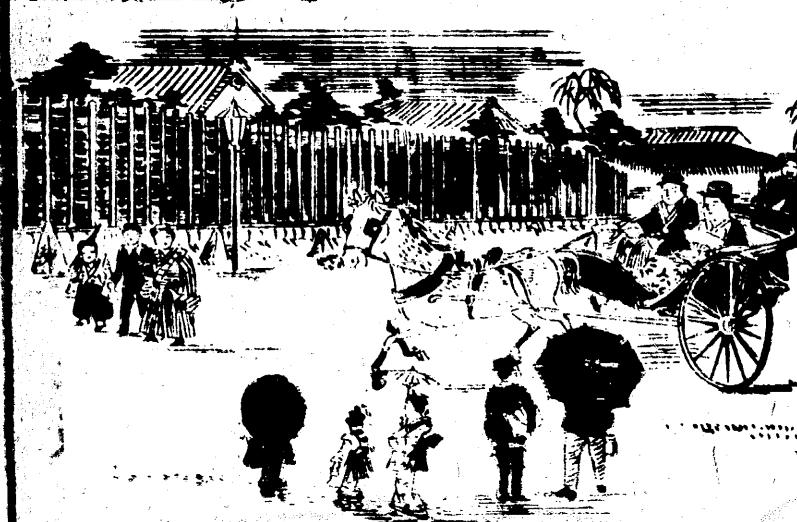
からず

第十五條

自宅へ歸りたるとときはと他出するときは
其由を尊長より告げ敬禮をなすべし
但學校より歸りたるとときは必ず必日課
優劣表を尊長に示すべし

第十六條

雨天のときは別にて傘はきもりを取
捕へ置き退校のときは錯亂なま様注意
すべし



第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば
其詮なかるべ一常は左の條件を守り
て自ら病を招くべからず

第二 課業畢る毎に體操場より出て

運動をなすべし

第二 運動をあそども奔走するこ
と度に過ぐべからず

第三

熱き湯茶

を強て飲

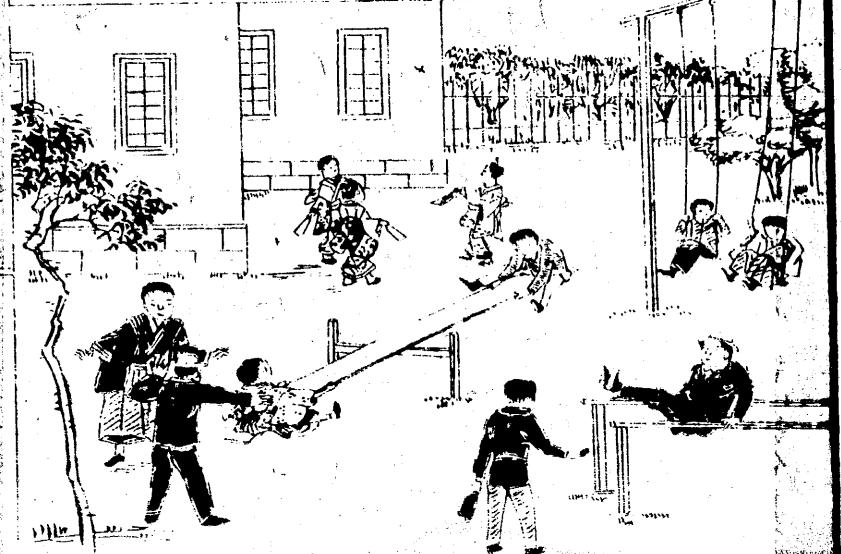
むべから
ず

第四

字を寫し

算を學ぶ

に體を曲
げ胸を屈



もべからず

第五 雨天又傘なくして歩行をべ
からず

第六 冠物なくして炎天を冒し跣
足よして雪中を行くべから
す

第十八條

急よ覚えんとせぬどきに脚て忘れ易

きものなれば一事を覚えて後一事に
移る様に心掛くべ

第十九條

覺え惡くて決して倦み怠るべからず
怠らず勉強するときの自然に覺ゆる
ものなり

但其日は教を受へることの退校の後
尊長の前にて復讀を爲すべし

第二十條

朋友と睦々く交り
決して不敬不遜の
振舞あらべからず
又人を誹謗すべからず

第二十一條

人より争を仕懸と



も決りて之と争ふべからず其由を教
師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又ハ知己の人日出逢と
きハ敬禮をなすべし

小學生徒心得終

K1101-24

明治十四年一月一日鑄刻御届

明治十五年九月 出版

京橋區南佐柄木町二番地

出版所 弘文社

定價銀錢五厘